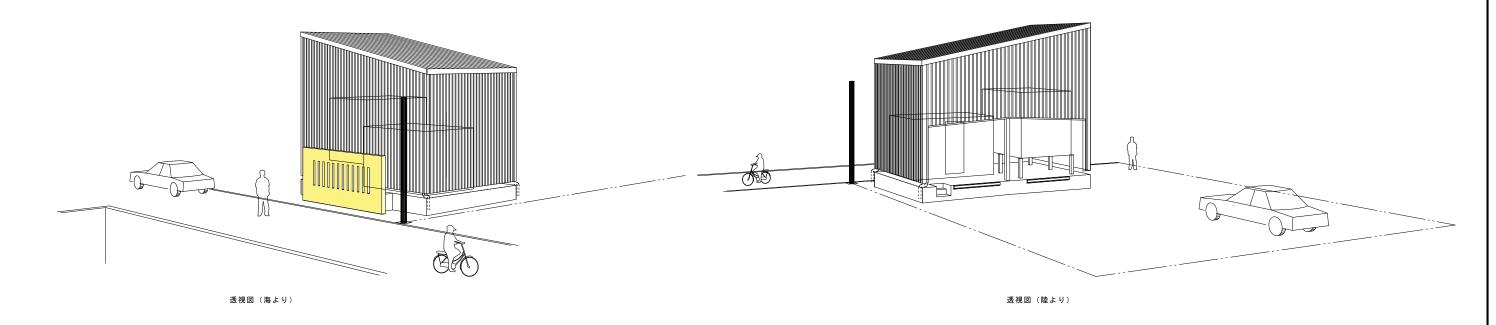
西表漁港製氷貯氷冷凍施設 (R5繰) 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 新築工事

令和6年度

竹富町役場 農林水産課

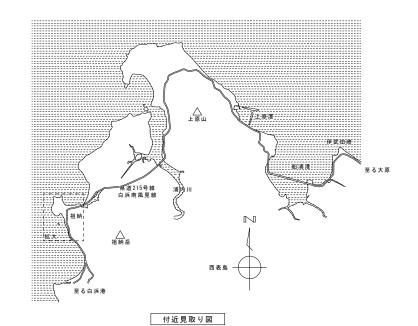
| | | | | 図面目録 | | | | |
|--------|---------------------|----------|-------|-----------------------------------|-----------|--------|------------------------------|----------|
| | 意 匠 図 | | 構造図 | | | | 設 備 図 | |
| 図面番号 | 図 面 名 称 | 縮尺(A-1版) | 図面番号 | 図 面 名 称 | 縮尺(A-1版) | 図面番号 | 図 面 名 称 | 縮尺(A-1版) |
| A — 00 | 表 紙 | _ | S — 1 | 構 造 設 計 標 準 仕 様 | _ | E — 01 | 特 記 仕 様 書 - 1 | _ |
| A — 01 | 図 面 目 録 | _ | S — 2 | 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 構 造 配 筋 標 準 図 (1) | _ | E — 02 | 特 記 仕 様 書 - 2 | _ |
| A — 02 | 特 記 仕 様 書 — 1 | _ | S — 3 | 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 構 造 配 筋 標 準 図 (2) | _ | E — 03 | 特 記 仕 様 書 - 3 | _ |
| A — 03 | 特 記 仕 様 書 — 2 | _ | S — 4 | 鉄 骨 造 構 造 標 準 図(1) | | E — 04 | 電気設備平面図・凡例・盤単線結線図及び負荷表・照明機器表 | _ |
| A — 04 | 特記仕様書— 3 | _ | S — 5 | 鉄 骨 造 構 造 標 準 図 (2) | | E — 05 | 配置図及び構内配電線路 | 1/100 |
| A — 05 | 案 内 図 ・配 置 図 ・仕 上 表 | 1/200 | S — 6 | 基 礎 伏 図 ・ R 階 梁 伏 図 | 1/100 | | | |
| A — 06 | 敷地面積・建築面積・延べ床面積求積図 | 1/100 | S — 7 | 軸 組 図 | 1/100 | | | |
| A — 07 | 平面詳細図 | 1/30 | S — 8 | 部 材 リ ス ト | 1/20 1/50 | | | |
| A — 08 | 屋根平面詳細図 | 1/30 | S — 9 | B 通 り 鉄 骨 詳 細 図 | 1/40 | M — 01 | 特 記 仕 様 書 - 1 | _ |
| A — 09 | 南・東面立面図 | 1/30 | | | | M — 02 | 特 記 仕 様 書 - 2 | _ |
| A — 10 | 北 • 西 面 立 面 図 | 1/30 | | | | M — 03 | 特 記 仕 様 書 - 3 | _ |
| A — 11 | 断 面 詳 細 図 - 1 | 1/30 | | | | M — 04 | 特 記 仕 様 書 - 4 | _ |
| A — 12 | 断 面 詳 細 図 - 2 | 1/30 | | | | м — 05 | 配置図及び外部給排水設備平面図 | 1/100 |
| A — 13 | 掘 削 範 囲 図 | 1/30 | | | | м — 06 | 給 水 設 備 平 面 図 | 1/30 |
| A — 14 | 外 構 図 | 1/50 | | | | м — 07 | プレハブ冷凍庫・製氷・貯氷、搬氷設備平面図 | 1/30 |
| A — 15 | 現 況 図 | 1/50 | | | | M — 08 | 製氷・貯氷、搬氷設備詳細図 | 1/30 |
| A — 16 | 仮設計画図 | 1/50 | | | | м — 09 | プレハブ冷凍庫詳細図 | 1/30 |
| | | | | | | M — 10 | 冷媒管・排水管・平面図 | 1/30 |
| | | | | | | M — 11 | 電 気 配 線 平 面 図 | 1/30 |
| | | | | | | M — 12 | 動力制御盤・自動販売機盤・手元操作盤 | _ |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

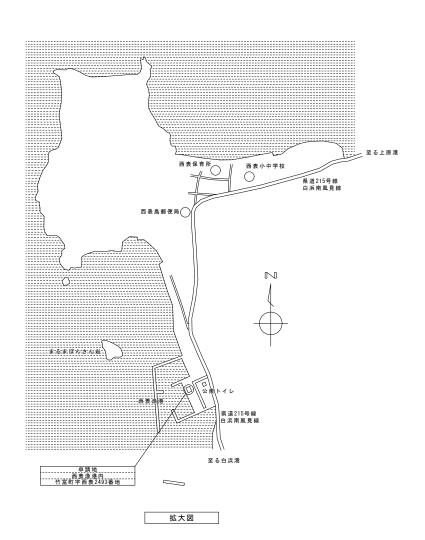


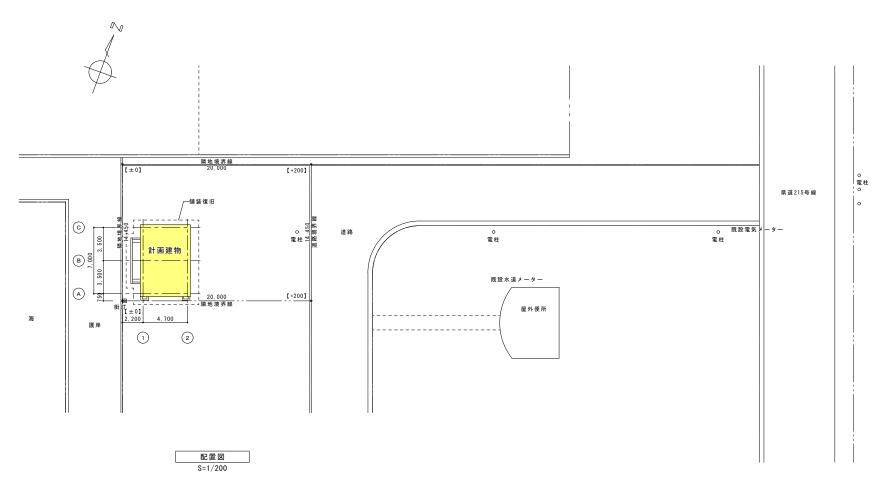
| The comment of the | 制定 令和元年 6月12 | | I. |
|--|---|--|--|
| ### 2000 1997 199 | | (10)施工中の安全確保及 (1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省告示第15 (15)ゆいくる材について | (1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいく |
| ### 1. *** A CONTRIBUTION OF THE PROPERTY OF T | | | り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使 |
| ### 1985 | 西表渔港製氷貯氷冷凍施設 新築工事 | | ととする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の |
| ### 2015 19.00 1 | | | を使用できる。なお、ゆいくる材がない離局等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材 |
| ### 1985 | | | |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | | 施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 | 領」に準じて品質管理を実施すること。 |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | 新築工事 | 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) | また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材 |
| 2. 20 年 | | ア バックホウ | こと。 |
| 1975年 1 | 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 | イ 車輪式トラクタショベル | (2) ゆいくる材の品質管理 |
| ### 1970 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | | | ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる |
| 1. | | | |
| 1. | | | 要領」に基づいて行うこと。 |
| | | オー空気圧縮機 | イ 受注者は、工事請負代金額が 500万円以上でゆいくる材を使用する場合、利 |
| 「 | 38. 36 m² | カ 油圧ユニット (基礎工事用機械で独立したもの) | 財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、 |
| 「 | 38.36 m² | キ ローラ類 | 交付を受けなければならない。 |
| *** | | | ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初 |
| ### 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 7 741 - 777 - 7 | |
| ************************************ | | | き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければなら |
| | | 1)交通安全管理 国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、 | エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験 |
| *********************************** | | (1.3.8) 一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 | 結果を報告しなければならない。 |
| | 令和 6 年 10月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に | (平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号) | 1 |
| □ 20.00000000000000000000000000000000000 | | (16)技能士 | 適用工事種別 技能検定作業 |
| ### ### ### ### #### ################# | | | 鉄筋工事 鉄筋施工(鉄筋加工組立で作業) |
| ### 2000-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00-00 | | | |
| ### ACCORDING TO COLUMN | | (1. J. 11) 条件材の種籍 | コンクリート工事 型枠施工、コンクリート圧送施工 |
| ### 19 19 19 19 19 19 19 1 | 記仕様に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準 | | ブロック ブロック建築 |
| 1985年 19 | 編)」[平成31年版](以下「標準仕様書」という。)による。 | | 防水工事 ウレタンゴム系塗膜防水、シーリング防水 |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | | | 石工事 石材施工(石張り) |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | つ印の付いた音を適用する | 現場において再利用を図るもの 監督員の指示による。 | タイル工事 タイル張り |
| *********************************** | | | |
| 1. 1 1. | | (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産 | 木工事 建築大工 |
| 関係を対して、1 1つらでは、おけてものできまった。 | ・」に〇印のついたものを適用する。「・」に〇印がつかない場合は「※」のついたものを適用す | 業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 | 金属工事 内装仕上げ施工 (鋼製下地工事) |
| 関係の場合により、1つでは、Marting Apple 1997 (1997 1997 1997 1997 1997 1997 199 | ※」共に〇印がついた場合は共に適用する。「※」を適用しない場合は、「・」に変えること。 | (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生 | 左官工事 左官 |
| 回動の回動を対し、これは自身を受け、自身を使け、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を使り、自身を | | 資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 | 建具工事 建具製作、サッシ施工 |
| | | | 塗装工事 塗装 (建築塗装、木工塗装、金属塗装) |
| | | | |
| | | 事に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した「再資源化報告書」、「再生資 | 内装工事 ボード仕上げ、プラスチック系床仕上げ |
| | 事編)」L平成31年版]巻末の各部配筋参考図の当該項目を示す。 | 源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。 | 表装(表具作業、壁装作業) |
| | 立は、特記なき限りmmとし、質量も従来どおりkgであるが、カ(N:ニュートン)、応力(N/mm2) | (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設又はゆい 17 化学物質の濃度測定 | (1) 測定方法の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数 |
| ### ### ### ### ### #### #### ######## | | (1.5.0) | ・ 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制 |
| | (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) (1.1.) | 、句句の配定を文目といるいが、特別が比較にかい、句句表追来者、田刊している記述、文章 | |
| ・ | | | について」(国営整第4号 平成24年4月5日) |
| | | (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設のうち、 | 「学校における室内空気汚染対策について」15ス学健第11号 平成15年7 |
| ### (1994年) 1994年 (1994年) 19 | 事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わ | 受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見 | 測定対象室 測定箇所数 備 考 |
| #################################### | い。また、本工事の完成後においても、同様とする。 | 込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行 | |
| 20-00-15 | | | |
| おようには、大きなできない。 | | | |
| ### (1.1.1) | | | |
| 「日本の大きの中の大きのでは、日本の大きのでは、「日本の大きのでは、日本の | 費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業 | ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、廃棄物という。) | (9) 测点补免化类编码 经典本化纠结 产 把 *** *** **** *** *** **** **** *** |
| 第一、 | とともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切 | については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された | (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受 |
| ### 1997 (日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 | | 廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる (8)完成時の提出図書 | ※完成図 ※保全に関する資料 |
| # 第 | | DEXIMITE OF CHARLES A CHAR | (1) 本工事は電子納品対象工事とする。 |
| ## 2016-00-12-12 101-00-1 | | 性見に プル・には交叉大利してももいこする。「胆正にだ性」するとは、「死未物だ性」 | |
| ### 25/16 (1987年) 1987年 (198 | 営む。) かアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。 | 及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の (1.7.2) | 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納 |
| を担い、他がよるの表面を対して、「中央により、大きない。 できない。 できない は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで | る不当介入の排除対策 | 処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供 | いう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領 |
| ### 18/2/2019年19/20 (19/19/19 7-200) 1/12 2 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | | たファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 |
| ※ 表目したころが同したが何にある。 | | | なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協 |
| # からから、 | | | する。 |
| # 2 まから、 | とが判明した場合は、指名停止等の措置を行っなど、厰止に対処するものとする。 | 粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 | |
| # 大田海寺の中田東京にと待着東江工事報音を対す場合に、港中の北京都戸で移りた場合に、東中の北京都戸で移りためた。 # 大田海寺の中田東京にと待着東江工事報音を対すると、20、20で12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | ら不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告 | http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html | (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖 |
| ②正本の金融機能では、1、1 で ○ しないて) は取すると本語を対した。そのでは、またの金融機能であるとした。 | 所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 | なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督 | センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 |
| ともに、情報の影響等は第5の種目からこと。 | | 聯員から請求があった場合は提示しなければならない。 | 業務成果品 (工事完成図書) は、電子媒体(CD-R等)で (正) 1部提出する。 |
| はかかましている。 | | | 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化の |
| ### 2015年10日により、アープリータンスは高度である。 1 2015年10日により、アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・ | | | フォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上 |
| (2) - アーター・アランスの発展 ・ | 対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、 | 準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第126/号)」に基つき、適正に処理すること。 | |
| 工業の資金機工をして、少イーウリースタンス美容等の 動物が高いては、実施を持分しています。 動物が高いていて、実施を持つして、また。 ので、またして、またして、またして、またして、またして、またして、またして、またして | と工程に関する協議を行うこと。 | ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いにつ | ٤. |
| 工業の資金機工をして、少イーウリースタンス美容等の 動物が高いては、実施を持分しています。 動物が高いていて、実施を持つして、また。 ので、またして、またして、またして、またして、またして、またして、またして、またして | タンスの実施 | いて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 | (3) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員 |
| ・ 説相の前で上がて、実施等件の付き対いでは、原稿と、 | | | ればならない。 |
| 機能の主任記事であると、なお、影響が同じから世間を予めました。 「おきない人のです。」を表します。これのでは、一般を表している。 「おきない人のです。」を表している。 「おきない人のできる。 「これの人のない」 「おきない人のできる。 「いって、おきない人のできる。 「いって、これて、これて、これて、これて、これて、これて、これて、これで、これて、これて、これで、これで、これて、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで | | (3) 主任技術者・監理技 (1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、 | ア ゆいくる材利用状況報告書 |
| 接受削しついては、外側接触の一般では、200mの 10mの 20mの 20mの 20mの 20mの 20mの 20mの 20mの 2 | | | イ ゆいくる材出荷量証明書 |
| のよい、たちに、全部機関のに至いている。 このはながのからに対している。 このはながのからのは、対している。 このはないのからのとう。 このはないのからのとう。 このはないのからのとう。 このはないのからのとう。 このはないのからのとう。 このは、まました。 このはないのからのとう。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、まました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、ないでは、またが、このは、はまました。 このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、はないでは、またが、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは | | | |
| 129 //www.pref.ck/insex 12_joi/12x/dokolox/gil.jkwn/kwsholosyo.html | は、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 | | (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これ |
| 日本日本書館の一般記述 工事監督書館の一般記述 工事監督書館の一般記述 工事工程、円標金剛を開発が出来している。 10 の | | ア 現場施工に着手するまでの期間 | 員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議に |
| 工事監督業務の一部設任 本工事は、沖縄無対策規則に分析:項の規定に基づき先近常又は建放工事請負契約者(以下「契約者)という。)、第 の事に並び「監督権(以下「理報」という。)が宣言者の一部変形と 東江政府等別に対した。「では、大型を決している。「対しては、大型を決しました。」 の 要は正常を対している。「対しては、大型を対している。「対しては、大型を対している。「対しては、大型を対している。」 の 要は正常を対している。「対しては、大型を対している。「対しては、大型を対している。」 の 要は正常では、は、関係を必要が多を多とする場合は、大工に、では、大工を対している。「対しては、大工を対している。」 の 要は正常のと観性を入るにはでは、大工を、企業を入工を対しました。 「対しては、大型を、大型を、大型を、大工を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型を、大型 | - yı | | 本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与さ |
| 工事監督を発し、一部では、受け着型が発生、では、一部では、では、自身はからない。 後の主張を表し、「自動を発生し、自身はからない。 という。」がいるという。 「自動を発生し、自身はからない。 「自動を発生し、自身にない。 「自動を表しい。 「自動を表しい、 「自動を表しい。 「自動を表しい、 「自動を | | | タを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 |
| 工事の表現に一部の表に基づく監督員(以下「監督員という。)が行う監督集長の一部を終し、国際に対わられて、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終して、 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。 要注意文法技術書類の経に基づきを開きたい。)が行う監督集長の一部を終した。 は、即断を集ました。 の場合を作う場合により、また。 監督者の心理が表示さらのと関係を の場合を作う場合により、また。 監督者の心理が表示さらのと関係を の場合を行う場合により、ただし、管理技術者を を目して行うことが、 を自して行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のでして行うことが、 を自動を対象のの変とは基をでも場合とは本工事を提供者を基立して行うことが、 を表が表した者のでして行うことが、 を表が表して行うことが、 を表が表して行うことが、 でもののでする。 のして記述できない、 に、ままままに関する工事を本工事を注意と基度分析でも場合の放験い ついて 本工事の課件を制の変更は、本工事の課員と本で、 では、まままままままままままままままままままままままままままままままままままま | | | 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 |
| 3.) 第9条に基づく整着負(四十、「管着員。という。)が行う整台業務の一部を委託し、職員以外のもの(図下 「管理技術等は、という。)が任う権害務の一部を委託し、職員以外のもの(図下 「管理技術等は、企び企業を与う場合には、この後の機能は、現場をしまいた。)は、管理技術 、場所を受き込みに大手の経済とでいる。 、規則を求めらからればなっない。たが、要数の選出に対している。 、規則を求めらからればなっない。たが、要数の選出に対している。 、規則を表めらからればなっない。たが、要数の選出に対している。 、規則を表めらからればなっない。たが、要数の選出に対している。 、規則を表めらからればなっない。たが、更数の選出に対している。 、規則を表めらからればなっない。たが、更数の選出に対している。 、規則を表しからればなっない。たが、更数の選出に対している。 、規則を表しからればなっない。たが、更数の選出に対している。 、は、対しては、関連している。 、は、対しては、関連している。 (2.3.5.0) 図より、(0.5.3.0) (4.0.4.0.0.5.0.0.1.2.2.0) (13.3.3.0.0.0.4.7.3.0.0.6.1.4.5.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0 | | | |
| 「個理技術者等」という。)が監督業務の一部を実施する。 「2.1 の | 縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書(以下「契約書」とい | | (1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインター |
| 「管理技術を書」という。)が医療基準の一部を実施する。 ・ 受給支援がある。 ・ 受給支援がある。 ・ では、一部では、主任技術者又は整理が医療具に作り明確で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また。書籍の提出に関 ・ 、 関係を表められた場合はこれに反となければならない。また。書籍の理出に関 ・ 、 | 基づく監督員(以下「監督員」という。)が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの(以下 | 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入 | 整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協 |
| ②連名文は契約書類の発作を表の名間を担保である。 | | 又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事 | 【インターネット環境】: ブロードバンド回線 |
| ・等が整質員に代わり限等で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関 ・、関係を含みられた場合はこれに応じなければならない。また、書類の提出に関 ・、関係を含みられた場合はこれに応じなければならない。また、書類の提出に関 ・ と | | 現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、 | 【パソコンOS】 : Microsoft Windows 10 |
| 」、関係を表のられた場合に大に近くければならない、ただし、管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督 の過音等を行う権限は有している。 整督員から悪性に表し、できるのとかったのと同等である。 整督員から悪性に表し、できるのとかったのと同等である。 登替員から悪性に表し、現場代理人等が、監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督 できるのとできるのとする。 できるのとできるのとする。 できるのと言ないないでは、まままが終了していると呼ば、アナドの間、 には事なが無けた動物を実施機能をは、発生する場合とは表します。 できるのと呼ば、まままが表している。 できるのといる。 には事なが異なります。 には事なが異なりままままままままままままままままままままままままままままままままままま | | | 【推奨ブラウザ】 : Internet Explorer 11 |
| (2) 地震器相談成分: □ (2) 地震器相談成分: □ (3) (3,5.3) (3,4.4) (10,5.3) (13,2.3) (13,3.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (3) 地域器相談成分: □ (4) (3) (3,5.3) (3,4.4) (10,5.3) (13,2.3) (13,3.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (2) 地震器相談成分: □ (3) 地域性現外域: 批正に失立ち、名下標の施工計画を開放: 株計できたい。各面の平面できるい。大式・検索が終了し、保証者の影響により接着が選出に対ける目的とする。 (2) 地震器相談成分: □ (3) (3,5.3) (3,4.4) (10,5.3) (13,2.3) (13,3.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (3) 地域性現外域: 批正に失立ち、名下標の施工計画を開放: 株計できたい。各面の平面の正確等場合の意味に対け、主体の経費に対して行う報告又は透知等は、管理技術者等を通じて行うことができるのとなった。 (1) 施工図等で書作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者に受験するものとする。 (2) 地域性現外域: 批正に失立ち、名下幕間の施工計画を開放: 株計できたい。各面の平面の無限機能の変更協議をする場合とは本工事を利益の要とない。なお、株芸園は監督自己におって、「企業者の基準に対ける日付)とすること、エネの経費性の表面としていてけたはない。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督自分形示がない場合は、原形として推工計画書報表の運用限機がより、原建として批計画書は契約後30日以内、施証を受ける。 (3) 施工計画書表び施工図等は監督自分形示がのい場合は、原形として推工計画書書は契約後30日以内、原工研究は、原用として、原理は関係を提供して、原理・企業、機能を受ける。 (4) 工事の保険等性に対し、なが、企業、建業経費が成り、(4,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (13,4.3) (14,7.3) (16,14.5) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) (10,5.3) (23,5.3) (24,2) | | | |
| 2 地震影響化子・海原は本しない。 監督員から取場作理人等に対する指示又は透知等は管理技術者等を通して行うことがあるので、この際は監督員 の通常等を行う場開は本しない。 監督員から取場作理人等に対する指示又は透知等は管理技術者等を通して行うことがあるので、この際は監督員 の企業を持たした直接指示又は通知等にから同等である。 を答義の計まにより、現場代理人等の監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことが できるものとする。 の上本の結合性値側の変型協議をする場合及び本工事と開達する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱い のに上本の結合性値側の変型協議をする場合及び本工事と開達する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱い のに上本の結合性値側の変型協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、 の最終を記した始密で行う。 認定契約の要先を記したと論②を予し続き、原理として施工計画書は契約後の目以内、施工区等に正理し、承諾を受ける。 のまた理解して企業を認したと論②を予し続き、方に「監督員の開たがない。 場合は、原則として施工計画書は契約後の目以内、施工区等は正理者に正理するより表別において電気保受技術者を記述した変なが、 のまた理解して使用するよう別がなければならない。なお、主要過数費の使用状況を「県産建設費材を行うる。)がら選定するように努めなければならない。なお、主要過数費材の使用状況を「県産建設費材を行ると。 の意文を対して使用するよう別がなければならない。なお、主要過数費材の使用状況を「果産建設費材を行ると。なお、保険の加入期間は、原則として加工計画書は契約後の日以内、施工区等は工事等の影性、・ 「上で表別は関本情が、」 「加工計画書は契約後の日以内、施工区等は工事等の影響は、理解として変えを記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を記述し保険業務を注述的する。 「加工部等の制約のまたはない。なお、主要過数費内使用状況を「果産建設費材を行るも。」から選定するように努めなければならない。なお、主要提及資材を行ると、なお、との表の別の表面検験を対していればならない。なお、主要認及費材を行るた。から選定するように努めなければならない。なお、主要認及費材を同うる、沖風を保険に加入し、契約後 1 月以内 に表して使用するを表して使用するを表して、 「国家 の関連規制制書による・ 現材、関連制書による・ 現材、関連制書による・ 理解を指しました。 理解と関連書による・ 理解との原理 は、 「国家 の関連規制書による・ 理解との原理 の原理規制書による・ 当 建設を規制を対しな ・ 「国家 の関連規制書による・ ・ 」 当 建設を掲しました。 「国家 の関連規制書による・ ・ 」 当 建設を関連書に対するかと作用する。 | られた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者は、指示、承諾、協議及び確認 | | 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを |
| 監督員から思報代型、毎に対する熊帝又は蓮知寺は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から正体に対して行う報告文は通知等があったものと同等である。 (3.4.3) (3.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (23.5.4) (3.5.5) 地国等の著作権に関わる当族建築物に限る使用権は、発注者が定義を指揮に対して行う報告文は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。 (2.3.5.4) 地国等の著作権に関わる当族建築物に限る使用権は、発注者が表か、各室の平面に設施する事を必要が扱いる際の変更協議をする場合及び未工事を開達する事を主事を注意を指述したというない。なお、技術を持ていると表したのと言ないる。まますると関連する工事を未工事受法者と随意契約する場合にあたって、協議を大切関連する工事を本工事受法者と随意契約する場合にあたって、協議を大切関連する工事を本工事受法者と随意契約する場合にあたって、協議を支付の最大が高い、場合を定する。またに監督者の指示する。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3. 施工計画書及び施工園等は監督員の第示する病別に出出する。ただに監督者の指示がない場面を支付した他に関する主きを開発を受ける。 (4.3.3) (3.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.4.3) (14.7.3) (16.14.5) (15.2.3) (3. 施工計画を設め、企業の主事を開発を使用検えを発達を使用権は、発注者が必要を発酵を使用できる。企業の企業の企業の原理と、検討するため。全室の平面に関連する工事を不正の必要な内容を認めた際面を関係を決した。なお、総合図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3. 施工計画書及び施工園等は監督員の第示する病別に出出する。ただに監督者の指示がない場合を受ける。 (3. 施工計画書及り施工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し保安業務を定置し保安業務を定置し保安業務を使用ではときる。と、なお、主要建設契材の使用状況を「保護主題する」を使用なよう努力なければならない。なお、主要建設契材の使用状況を「保護主題する」と、なお、保護に加入すること。なお、保険に加入し、展別は、原則として工事を使用するよう対象がは、原則として工事を使用するよう対象がは、原則として工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し保安業務を提出を配置し保安業務をに記さる。 (1.3.3) (4) 工事の保護者の表示がない場合と、企業の保護者の経済を配置し保安業務をに記さる。 (2.5.5) (2.5.4) (2.5.5) (2.5. | | 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務 | 図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデ |
| ************************************ | | 手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術 | 交換するものである。 |
| ②施工図等 (1.2.3) ②施工図等 (1.2.3) ②施工図等 (1.2.3) ②施工図等 (1.2.3) ②施工図等 (1.2.3) ②施工の場合とからする。 (2.2.3.4.4.2.4.3.4.3.4.3.4.3.4.3.4.3.4.3. | | 者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事完成を確認 | (2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で |
| に含るものとする。 に工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱い カルマ の高、展開図、天井代図(各 1/50程度)及び必要な節値の新画配を作成の上、各工事の参数な 内容を配置した総で図書を作する。たた「監督員の指示する時期に関出する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、 に設議する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額→元股計額)を変更設計額または関 本等の設計領に乗した。 に関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額→元股計額)を変更設計額または関 本等の設計領に乗した。 は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事者手前までに提出し、深度受ける。 (3) 施工計画書を契約は工事者手前までに提出し、承 議を受ける。 (3) 施工計画書を契約なびに対して施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事者手前までに提出し、承 議を受ける。 (4) 工事の保険に加入する 毎期 (根理保険を検験者証等の写し)を提出しなければなら ない。なお、主要建設資材の使用状況を音量類(健康保険を検験者証等の写し)を提出しなければなら ない。なお、主要建設資材の使用状況を音量類(健康保険を検験者証等の写し)を提出しなければなら ない。なお、保険の加入期間は、原則として 電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し保安業務を (1.3.5) (4) 工事の保険等 (1.3.5) (5) 必要な事保険 (2) 建設労支援内書による。 (6) 必要な要し、 (6) とする。 (7) 次の工事関係保険に加入すると。なお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後は日以上とする。 (6) 必要な事保険 (20 建設労支援内書の関係という、会主を は、無力に対して、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し、表に対し | | | 使用承諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 |
| 大工事の損債性金額の変更協議をする場合及び未工事と関連する工事を未工事受注者と随意契約する場合の取扱い 力にて を工事の負債性金額の変更協議をする場合又は未工事と関連する工事を未工事受注者と随意契約する場合にあたって、 内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監管員に提出し、確認を受ける。 は、原則として施工計画書は契約後30日以内、施工図等は工事者手前までに提出し、承 諸を受ける。 ② 施工計画者の近地工製等に専任で配置する主任技術者又 受注者に人和執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立して飲食材が成立。 「 | | | |
| ア 主放棄者の政権である。 | 3 . | | (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払 |
| 安注者と人札執行日以前に3カ月以上の雇用開係が成立していなければなら 本工事の誘負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、 理協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関 工事の設計額に乗した額で行う。 株工事に使用する責対等の優先使用 本工事に使用する責分等のなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「現産建設資材使用状況機合書」 て他倍すること。 で協格すること。 で協格すること。 で協格すること。 で協格すること。 では他者なること。 では他者は一ないに連ずる表。)から選定するように努めなけれ では他者ないに連ずるように努めなけれ では他者の表。) ではいるない。 では、こと、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱い | ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、 | 告し、確認を受けること。(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写 |
| 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受法者と随意契約する場合にあたって、 更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関 集産資料の優先校便用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ 優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」 で開発者の現内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなけれ ならない。 ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ③ 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条件 (1.3.5) ② 施工条 | | 受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 | |
| 要協議主たは関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関 工事の設計額に乗じた額で行う。 展産契付の優先使用 本工事に使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「保産建設資材を用け、次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 変先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「保産建設資材使用状況報告書」 「他によれ、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ 優先して使用するようのないなが、なお、主要建設資材の使用状況を「保産建設資材を用状況報告書」 「他によれ、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ の人の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 定気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安技術者を配置し保安業務を 「1、次の工事関係保険に加入すること。 「1、次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 「1、次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 「1、次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 「1、次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 「2、建設労業補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内 加入を証明する書類・企業の表達に提出する。 「2、建設労災補償共済又はこれに準する共済、保険に加入し、契約後1月以内 加入を証明する書類・企業の表達に提出する。 「3、建設労業温機会共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 「対して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | Q額の亦再位詳えオス場△▽什★丁寅し朋連ナス丁寅ま★丁寅□冷夫し��美却のナスピヘーナナ | イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関 | |
| 温度ではある。 は、かかしては、かかしては、かかしては、かかしては、かかしては、かかしては、かかしては、かがしてはないないないないないないないないないないないないないないないないないないない | | | |
| 限産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ 優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」 て報告すること。 で報告すること。 でお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 (② 火災保険 (分別保険 (分離) (公理場別明書による ・ | 車する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関 | 徐を証明9の書類(健康体験徴体験有証券の与し)を提出しなければならない。 | |
| 限産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ 優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」 て報告すること。 で報告すること。 でお、保険の加入期間は、原則として 工事完成期日後14日以上とする。 (② 火災保険 (分別保険 (分離) (公理場別明書による ・ | 乗じた額で行う。 | | |
| 下工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれ 優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」 「輸售すること。 「開金者の県内企業優先活用 青負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなけれならない。 ならない。 ②施工条件 (1.3.5) 第二条件 (1.3.5) 第三条件 (1.3.5) 第二条件 (1.3.5) 第二条件 (1.3.5) 第二条件 (1.3.5) 第三条件 | | (1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から | |
| 優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資料使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「県産建設資材使用状況を「単独の大田・東本の県内企業の場合と、「関係説明書による・図示・】 「「「大災保険」「健設プェースを「、「関係説明書による・図示・】 「「「大災保険」「健設プェースを「、「関係説明書による・図示・】 「「「大災保険」「健設プェースを「、「関係説明書による・図示・】 「「「「「「「「「」」」」」 「「大災保険」「健認工事保険」「関係に加入し、契約後1月以内 加入を証明する書かの場合表表で見述れに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内 加入を証明する書が開き返車の表面を発えまで加入し、契約後1月以内 加入を証明を表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表 | | | I |
| ・報告すること。 下請業者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなけれ ならない。 第 後 第 後 第 後 第 後 第 後 第 後 第 後 8 後 8 後 8 8 8 8 | | | |
| (1.3.5) 施工条件 (1.3.5) 施工条件 (1.3.5) 施工条件 (1.3.5) 施工条件 (1.3.5) 海り【○現場説明書による ・ 図示 ・ 】 | | | |
| 下請集者の県内企業優先活用 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなけれならない。 徳工順序等の制約 ・無し ○有り ①関場説明書による ・図示 ・ 】 「本事画の駐車場所 : ・図示 ②現場説明書による ・ 図示 ②現場説明書に対する加入を指導する。 ・ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲 ・ 図示 ②現場説明書による ・ 図示 ②現場説明書による ・ 図示 ②現場記明書による ・ 図示 ②現場記書に対する加入を指導する。 ・ 本加入を証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「本加入と証明する書類を発注者に提出する。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の項目を遵守すること。 「対して加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、次の可能に関いて加入と、、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し | | (2) 建設労災補價共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後 1 月以内に | |
| (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 | | 加入を証明する書類を発注者に提出する。 | |
| があらない。 | | | l |
| 対象の は | 青契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなけ | | |
| 建設発生土の仮置場 : ・図示 ①現場説明書による ・ | | | |
| その他の施工条件 : ・図示 ○限場説明書による ・ | | イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 | |
| | | ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 | l |
| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| (<u>/)</u> | | 1998-933-8885 事業名称 西表漁港製氷貯氷冷凍施設(R5繰) 図面名称 | 縮尺図 |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | — 1 A1版: — A |
| - 一般建築士第195008号 渡慶次 伸 | | 098-933-8956 │工事名称 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 新築工事 │ 特 記 仕 様 書 - | ATALL - A |

| 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 | 項 目 | 特 記 事 項 | |
|--|---|---|--|---|---|------------|----------------------------|---|--|
| ② ①工事用水 | 構内既存の施設: 【 ○利用不可 ・利用できる(有償) ・利用できる(無償)】 | ⑥ ①コンクリートの強度 | 気乾単位容積質量による種類 類別等 設計基準強度 (Fc) 施工部位 | 8 1 補強コンクリート | ブロックの種類及びモデュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋 | 12 | 1 木材 | (1) 見え掛り面の表面仕上げの程度 | |
| ②工事用電力 | 構内既存の施設:【 ○利用不可 ・利用できる(有償) ・利用できる(無償)】 | | ●普通コンクリート ・軽量コンクリート ※ I 類・I 類 21 躯体 ●普通コンクリート ・軽量コンクリート ※ I 類・I 類 21 土間、設備基礎 | コ ブロック造 ン (8.2.2) (8.2.4) | | | (12.1.4) (表12.1.1) | 施工箇所 種 類 ・A種 ・B種 ・C種 ・H ー 種 | |
| 3環境対策について | (1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」 | | (6.2.1) (6.2.2) (6.2.3) (6.10.1) (6.13.1) (6.14.1) (6.15.1) | y (8. 2. 5) | | | (表12.1.2) (12.2.1) | <td color="1" color<="" rowspan="2" th=""></td> | |
| 饭 | 及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の 調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 | コ ②コンクリートの材料 | (1) セメントの種類: 【 ※普通ボルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種 ・ 】 (2) フライアッシュセメントB種の適用箇所 : 【 ・図示 ・ 】 | | ブロックの種類、モデュール呼び寸法 正味厚さ 各部の配筋 | 木 | (表12.2.1) | 木材 (造作材) の含水事: ※A種 ・B種 (3) 製 材 | |
| 設 | (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。 | \sigma | (3) 骨材のアルカリシリカ反応性による区分: ※A ・B (6.3.1) | フロ (8.3.2) ~ (8.3.4) | | | | 【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による 】 | |
| 工 4 足場その他 | ○ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同が イドラインの | | 材齢28日圧縮強度の推定に用いる供試体は現場における「水中養生」とする。 | ッ ク | 塀の場合の化粧ブロックの有無 : 【 ・有り ・無し 】 | | (表12.2.2) | 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・ 】 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 防虫処理 | |
| (2. 2. 4) | 別紙 1 「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2の(2) 手すり据置方式又は(3) 手すり先行専用足場方式により行う。 | 試験 | | ・ A 3 A L Cパネル | (1) パネルの種類等 | | | | |
| 事 5 監督員事務所 | 規模(m²) | リ 4コンクリート打放し 仕上げ | 仕上げの種別 打増し厚さ 施工部位 備考 B種 +20 柱、梁、壁、スラブ 外部、各種目地施工部 | L (8.4.2) ~ (8.4.5) C (表8.4.2) (表8.4.3) | パネルの種類 単位荷重 厚さ 長さ 構法 | 事 | | (4) 造作用集成材 | |
| (2. 3. 1) | 仕上げ 床 内壁・天井 | (6. 2. 5) (6. 8. 1) | | パーネー | (2) 床パネルの耐火性能: 【 ・1 時間 ・2 時間 】 | | | 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による 】 【・造作用集成材 ・化粧ばり造作用集成材 ・化粧ばり構造用集成材 ・ 】 | |
| | 屋根 | 5コンクリートの品質 ト 管理 | 工事に使用するコンクリートは事前に試し練りを行い、その品質等が設計図書の規定に 適合していることを確認し、監督職員に報告する。 | ル ・ | (3) 外壁パネル構法の場合の伸縮調整目地の目地幅 : 【 ・図示 ・ () mm 】 (4) 耐火目地材の適用: 【 ・適用する ・適用しない 】 | | | 施工箇所 樹種 寸法 等級又は品質 含水率 化粧薄板の厚さ | |
| | | | | E C | パネルの種類 表面形状 厚さ 幅 取付け工法 | | | | |
| 3 1埋戻し及び盛生 (3.2.3) (表3.2.1) | 埋戻し及び盛土の種別: 【 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 】 | | 打継ぎ目地の寸法は、図示による。 | C 4 押出成形セメント板 P (ECP) T (0.5.0) | 17 2 16 17 7 - 16 | | | (5) 造作用単板積層材 | |
| エ (3.2.3) (数3.2.1) エ | | | (1) 外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ 【 ○ 20mm ・ () mm 】 (2) ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法は、図示による。 | 事 (8.5.2) (8.5.3) 事 (8.5.4) (表8.5.1) | | | | 【・「単板積層材の日本農林規格」による・「単板積層材の日本農林規格」以外による] 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 | |
| 事 2 山留めの撤去 (3.3.3) | 山留めの存置:【・撤去・存置】 | (6. 8. 2) | (3) MCR工法の適用: ・有り【 使用箇所: ・図示 · 】 | (表8.5.2) | | 1 | | | |
| 4 ①載荷試験 | 載荷試験の種類 試験の方法 試験の位置 載荷荷重 報告書の記載事項 | 8 軽量コンクリート | 施工部位 種類 気乾単位容積質量 ・1種 ・2種 | 9 1 防水の種類 | (1) 防水の種類等 (9,2,2) (9,3,2) (9,4,2) (9,5,2) (9,6,1) 防水の種類 厚さ 施工箇所 | | | (6) 合板等 【 ・普通合板 ・構造用合板 】 施工箇所 樹種 厚さ品質、等級等 接着の程度 防虫・強度等 | |
| (4. 2. 3) (4. 2. 4) | ・水平試験 ・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・ | | ・1種 ・2種 水又は土に接する軽量コンクリートの使用: ・有り【 使用箇所: ・図示 ・ 】 | | (2) 防水層の種類 (9.2.3) (9.3.3) (9.4.3) (9.5.3) (9.6.3) | | | | |
| | 地盤 · 図示 · 図示 · 図示 · 図示 1 箇所 | (9)暑中コンクリート | 暑中コンクリートの適用は【 那覇市 】の日平均気温の平年値が25℃を超える | 防 | 防水層の種別 工法 備考 | | | (7) パーティクルボード 施工箇所 厚さ 表裏面の状態 曲げ強さ 接着剤 難燃性 | |
| 地 | (1) 杭地業の種類と工法 (4.3.1) (4.4.4) (4.5.1) | 0212771 | 【6月2日】から【10月17日】までとする。 (注)適用する場合は、気象庁iPより日平均気温の平年値を確認し、【 】を記載すること。 | | (表9.2.3) ~ (表9.2.9) (表9.3.1) ~ (表9.3.3) (表9.4.1) ~ (表9.4.3) (表9.5.1) (表9.5.2) (表9.6.2) | | | | |
| 業 2 杭地業 | (1) 抗地業の種類と工法 (4.3.1) (4.4.4) (4.5.1) 杭地業の種類 工法 ・既製コンクリート杭地業 ・打込み工法 ・ア-スドリル工法 | | | 水 | (3) その他の材料等 | | | (8) 横進用バネル 施工箇所 厚さ 等級 | |
| ı | ・網杭地業 ・特定理設杭工法 ・ (回転費入) 工法 ・ 場所打ちコンクリート杭地業 ・ センドル・エ法 ・ 図示 | | レディーミクストコンクリートの品質確保については、「レディーミクストコンクリートの 品質確保について」(平成15年11月10日付け国営建第95号)及び「「レディーミクストコン | | ケイ酸質系塗布防水 (配管ビット、雨水槽) (9.6.1) (9.6.2) (9.6.3) (9.6.4) ゴ/スアスアルト系塗膜防水 (タイル下地) (9.5.3. (b)) Y-2工法 | | | 尼上四四 序C 中級 | |
| | (2) 杭の寸法等 (4.2.2) (4.3.3) (4.4.3) (4.5.4) | | クリートの品質確保について」の運用について」(平成15年11月10日付け国営技第71号)を 適用する。 | _ | ・押え金物 : (材質) (寸法)・絶縁用シート : (材料) | | 2 土壌の防蟻処理 | 土壤処理(防蟻) | |
| 事 | 杭径 杭長 (m) 種類 維手数 先端部の形状 備考 | 7 1 到村 | 記号の種類 適用箇所 備考 | | ・ 断熱材 : (材質) (厚さ)・ 仕上げ塗料 : (種類) (使用量) | | | (1) 施工箇所: 「防除施工標準仕様書」 (公益社団法人日本しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、 | |
| | 本杭 | (7. 2. 1) (表7. 2. 1) | 図示 形状及び寸法は、図示による。 | 事 | (4) 施工・下地の処理方法等 : () | | | 建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤: (公社) 日本しろあり対策協会、又は(公社) 日本木材保存協会の認定品と | |
| | 設計支持力 推定支持力の算定方法 水平方向のずれ精度 継手工法 杭頭の処理 | 鉄(2高カボルト | 種類 径 緑端距離 間隔 ゲージ 備考 | ②シーリング | シーリング材の種類 施工箇所 試験等 | | | とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 | |
| | (4) 支持層 (4,3,4) ~ (4,3,5) (4,5,5) (4,5,6) 支持層の位置 支持層の種類 支持層への掘削深さ 支持層への根入れ深さ | (7. 2. 2) (7. 3. 2) (7. 4. 2) (7. 4. 7) | 図示 | (9. 7. 2) (9. 7. 3) (9. 7. 5) (16. 14. 5) | PU-2 打ち継ぎ・誘発目地 ※簡易接着性試験 MS-2 建具週り ※簡易接着性試験 | | | 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、 厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。 | |
| | 図示による (4.5.4) (4.5.4) | 骨 | 試験の方法、試験片の摩擦面の処理 : 【・図示 ・ 】 | (17.3.2) | (1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 | | 3 防腐・防蟻・防虫 | 木材処理(防蟻・防虫) | |
| | ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 | ③普通ボルト | 径 緑端距離 間隔 ゲージ 備考 | | (2) 保証期間は、工事完成後 [10] 年間とする。ただし、アスファルト防水は [] 年間とする。 | | 処理 (12.3.1) (12.3.2) | (1) 施工箇所: 合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法: 工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が | |
| | 【・(参-2.2) ・ 図示 】 イ セメントの種類 【 ・普通ボルトランドセタント ・図示 】 | (7. 2. 3) (7. 3. 2) | 國示 | | C 7 % 0 | 4 | | 生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。 | |
| | 1 センノドル性級 1 音 回 8 ドリバ モンド | (4)アンカーボルト (7.2.4) (7.3.2) | ・機造用アンカーボルト 種類 縁端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法 | 1 石材 | (1) 天然石 施工箇所 種類 表面仕上げの種類 | | | (3) 性能区分: 性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その 指示に従うものとする。 | |
| | BARTSET AND TELEFORM | 事 (7. 10. 3) (表7. 10. 1) | 図示 | (10. 2. 1) (表10. 2. 1) | | | | ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保存処理K1+保存処理K3と する。 | |
| 3 床下防湿層 | 防湿層の範囲は、図示による。 | | ・建方用アンカーボルト 種類 緑端距離 間隔 ゲージ 形状及び寸法 保持及び埋込み工法 | 石 (表10.2.2) | (2) テラゾ 施工箇所 種石の種類、大きさ 形状及び寸法 表面仕上げの種類 | | | イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。 | |
| (4. 6. 5) | | | 図示 | _ | | | 4 防蟻処理、防虫処理 の施工及び保証 | (1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、 工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 | |
| | | 5 デッキプレート | 施工部位 材質 形状 寸法 備考 | 工 2 壁の石張り工法 (10.3.2) (10.4.2) | (1) 工法、加工等 工法 厚さ 石裏面処理 裏打ち処理 備考 | | | (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後 5年とする。 | |
| (5. 2. 1) | 種類の記号 呼び名 (mm) 備考 SD295A D10~D16 | (7. 2. 7) (7. 7. 8) | デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法: 【 ・図示 ・ 】 | 事 (10. 5. 2) (10. 2. 2) | (2) 乾式工法の方式: 【 ・スライド方式 ・ロッキング方式 】 | | | | |
| | SD345A D19~D25 | 6 スタッド | 施工部位 材質 形状 寸法 備考 | (10. 2. 3) | (3) あと施工アンカーの材質及び寸法:(4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質: | 13 | 1 長尺金属板葺 (13.2.2) | 施工箇所 屋根葺形式 板及びコイルの種類 출膜の耐久性、めっき付 着量の種類の表示記号 厚さ等 | |
| 鉄 ②溶接金網 | 綱目の形状 寸法 鉄線の経 備考 | (7. 2. 8) | | 3 床及び階段の石張り | 厚さ 石裏面処理 目地幅 備考 | 层 | | 下蓋材料 : 【 ・7,7,7,6+8-7,4ング 940 ・改質7,7,7,6+8-7,4ング 】 | |
| 筋 (5. 2. 2) | 図示による | 7 柱底均しモルタル | 材料 厚さ 種別 備考 | (10. 6. 2) (10. 6. 3) | | | ②折板 (13. 3. 2) | 施工箇所 形式の区分 山高・山ピッチ 耐力による区分 材料による区分 厚さ 図示 | |
| ③継手及び定着 | (1) 継手の種類等 施工部位 継手の種類 備考(重ね継手の長さ等) | (7. 2. 9) | 图示 | 4 特殊部位の石張り (10.7.1) (10.7.2) | 施行箇所 工法 石材の厚さ 石裏面処理 裏打ち処理 備考 | 及 | | (1) 軒先面戸板の適用: 【 ・有り ・なし 】 (2) 断熱材張り 【 ・実施する ・実施しない 】 | |
| I (5. 5. 4) | 柱・梁の主筋 ガス圧接 その他 重ね継手 | 8 材料試験等 | 引張りを受ける材料の試験等:・実施する【 図示()】 | (10. 7. 3) | | | 3 県産瓦葺 | (1) 瓦は沖縄県産の赤瓦とする。 | |
| 事 | (2) 柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力集中やコンクリートの充填性等について十分検討し、監督員の承諾を受けて施工すること。 | (7. 2. 10) 9 仮組 (7. 3. 10) | 仮組の実施: 【・実施する ・実施しない 】 | 1 タイル (11.2.2) | (1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 | ع | - /// | (2) 沖縄県技能評価認定制度に基づく琉球赤瓦施工技能評価試験の瓦葺き作業及び漆喰塗り作業に合格した者を、適用する作業中において次の条件で配置し自ら施工すると共に、他の技 | |
| | (3) 鉄筋の定着長さ | | 開先の形状 エンドタブの有・無及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験 | (11. 3. 2) | | い | | 能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 | |
| A SEPTIME TO A STATE OF THE SEPTIME TO A STA | 【 ※図示による(仕様書及び梁リスト表参照)】 | (10)溶接 (7.6.3) (7.6.4) (7.6.7) (7.6.12) | 図示 超音波探傷試験 | 9 | (2) ケイルの試験張り: 【 ・行う ・行わない 】 | | 2 ki | 【・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した者を 1名配置 】 1名配置 】 規格名称 材質 備考 | |
| び間隔 | (1) 軽量コンクリートの場合の最小かぶり厚さ: (2) 塩害を受けるおそれのある部分等の位置及び最小かぶり厚さ: | | At Luable Step - 77 | | (3) タイルの見本焼き:【 ・行う ・行わない 】 | 事 | 4)とい (13.5.2) (表13.5.1) | 付住 水間石が 村具 調考 竪樋共・図示 | |
| (5. 3. 5) | (3) 機械式総手及び溶接継手の場合のあきの寸法: 施工箇所 配筋の方法 その他特記すべき事項 | 11 塗料の種別 (7.8.4) (表18.3.1) | 請止め塗料の種別:【 ・A種 ・B種 】 | イ 2 あと張り工法 (11.2.7) (11.3.7) (表11.2.3) | 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 | | | | |
| (5.3.7) (5.3.7) | 【 ・ (参一 .) による。 ○ 図示 】 | 12 耐火被覆の種類 及び性能 | 種類 所要性能及び摘要箇所 | (表11. 3. 2) | | | | | |
| | 【・(参一)による。 ② 図示 】 | (7. 9. 2) (7. 9. 3) | | エ | | | | | |
| 6 機械式継手 | 機械式継手の種類:・図示・ | | (1) 軽量形銅構造におけるボルトの接合方法: (2) 溶融亜鉛めっき高カボルトを使用する場合の摩擦面の処理: | 3 型枠先付け工法 事 (11.4.3) (表11.4.1) | 種類 適用タイル タイル型枠先付け面のせき板 | | | | |
| 備考 | | (7. 12. 5) | 【・ブラスト処理 ・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の確認方法: 】 | 古世灯址 | 而主治洪制业的业务体性部(DC级) | 夕 新 | | ** - m = ** - | |
| ν Π '73 | | | ・沖縄県沖縄市胡屋5丁目24番6号 TEL ・沖縄県知事登録第132-746号 FAX ・一級建築十第195008号 旅廊な | | 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 (R5繰) 図面 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 新築工事 | 5名称 : | 持記仕様書 - | 縮尺 図面番号 - 2 A1版: — | |
| | | | 一級建築士第195008号 渡慶次 | /abs | 竹富町字西表2493番地 | | · · · · · | A3版: — | |

| 章 | 項 目 | 特 記 事 項 | 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 項 目 | 特 記 事 項 | 章 | 項 目 | 特 記 事 項 |
|-----|---|--|--|---|---|---|--------------|---|--|
| 14) | (14.1.3) 2 アルミニウム及びア ルミニウム合金の表面 | あと施工アンカーの引抜試験: 【 ・実施する ・実施しない 】 表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類 【 ・A 1 ・A 2 】 (JIS H 8602) | | (3) 外部に面する建具の表面処理の種別及び複合皮膜の種類 種別: B-1 複合皮膜の種類: 【 ・A1 ・A2 】 (JISH 8602) (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びぜん板等の加工及び組立は、図示による。 | 18 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ | 塗装面 素地ごしらえ工程の種別 塗料の名称・種類 塗装工程の種別 施工箇所 図示 防火材料の指定【 ・ 有 ・ 無 】 ・ <td< td=""><td></td><td>) くつふきマット</td><td>(1) くつふきマットの材種: 【 ・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製 】 図示 (鋼製グレーチング、アングル枠) (2) 受け枠の材種: 【 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製 】 名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考</td></td<> | |) くつふきマット | (1) くつふきマットの材種: 【 ・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製 】 図示 (鋼製グレーチング、アングル枠) (2) 受け枠の材種: 【 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製 】 名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考 |
| 金属 | 処理 (3)鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2) | (14.2.2) (14.8.2) (14.8.3) (表14.2.1) 施工箇所 種別 表面処理方法 鉄骨全て A種 溶融亜鉛メッキ | 4. 樹脂製建具 (16.3.2) (16.3.3) (16.3.4) (16.3.5) | (1) 競具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 種別 等級 備考 | 工 事 | (1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監督員に提出する。 (2) 一般の保証期間は、工事完成後 【 】年間とする。 (3) 以下の保証期間は、工事完成後 【 】 年間とする。 ・フッ素樹脂 ・保証範囲(塗膜の剥離が著しく目立たないこと) | 21 (1 | 排水管 (21.2.1) | 材種 管の種類 呼び径 備考 図示 |
| I | 4 軽量鉄骨天井下地 (14.4.3) (14.4.4) | 屋外の軽量鉄骨天井下地 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 野縁の間隔 備考※基準風圧力 ・補強方法等 (図示による) | (16.3.5) (表16.3.1) (表16.3.2) (表16.3.3) (表16.3.4) | ・防音ドアセット | 19 1 ビニル床シート等 (19.2.2) (19.2.3) | (1) ビニル床シートの材料及び工法 推奨の記号 色柄 厚さ 熱溶接工法の適用 ・有り ・無し | " |)側塊、排水枡等 (21.2.2) (21.2.3) | (1) 側塊 形状 寸法 (2) 接水絣、ふた 種類 適用荷重 備考 |
| 事 | | (1) 金属成形板の種別及び表面処理: (2) 長尺の場合における伸縮調整継手: (1) 構成部材による種類: | 5 鋼製建具 (16.4.2) | (1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考 (材料等) (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 | 内 | (2) ビニル床タイル、ゴム床タイル | エ | | 図示 3) グレーチング 材質 用途 適用荷重 メインパーピッチ 備考 図示 (4) 地東の材料: [再生クラッシャラン] |
| | (14.7.2) (14.7.3) (麦14.7.1) | (2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。種別: 【 ・A 1 ・B-1 】 種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類: 【 ・A 1 ・A 2 】 (JIS H 8602) (3) 固定金具の間隔及び固定方法: | 6 銅製軽量建具 | ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 | エ 2 カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3) | 施工箇所 種類 (・形状) 厚さ等 | 4 | (21. 2. 2) | 基床の厚さ及び種類: 図示による コ <u>ンクリート縁石及び側溝</u> 名称 規格名称 形状 寸法等 備考 |
| | 7 手すり及びタラップ (14.8.2) (14.8.3) (表14.2.1) | (1) 手すり ア 表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類 (・ A 1 | (16.5.2) (16.5.3) (表16.2.1) | 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 | 事 (表19.3.1) (表19.3.2) | (1) 帯電性の適用 【 ・有り ・無し 】 (2) 見切り、押さえ金物の材質、種類及び形状は図示による。 | 22 (1 | (21. 3. 1) | (1) <u>路床の種類等</u> 層の種類 厚さ <u>盛土の材料</u> 路床安定処理 試験 |
| | | 不 表面処理の種別をB-1種又はB-2種としたときの複合皮膜の種類 【 ・ A 1 | 7 ステンレス製建具 (16.6.2) (16.6.3) | (3) ビニル被覆鋼板: 【・使用する ・使用しない 】 (4) カラー鋼板の適用: 【・使用する ・使用しない 】 (1) 建具の性能等 施工箇所 気密性 水密性 耐風圧性 備考 | 3 合成樹脂塗床 (19.4.3) 4 フローリング張り (19.5.2) (19.5.3) | エボキシ樹脂系塗床の仕上げの種類: 施工箇所 工法 品名 備考 (樹種、種別等) | 舗 | 路盤 | 埋戻し土 |
| 15 | 1 ラス系下地 (15.2.4) | (1) 種類: ・通気工法 (・二重下地 ・単層下地) ・直店り工法 (・ラスモルタル下地 ・ラスンートモルタル下地) ・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合 () (2) 建築基準法に基づく新力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様 () | 8 木製建具 | (2) 表面仕上げ : 【 ※HL ・バイブレーション ・鏡面 ・ 】 (1) かまち戸 かまちの樹種 : 鏡板の樹種 : (2) ふすま 上張りの種類 : 縁の仕上げ : | 5 フローリングボード の特殊張り 6 畳敷き | 体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。 (1) 畳の種別【 ・ A種 ・ B種 ・ D種 (種別:) 】 | * 3 | (22.3.5)) アスファルト舗装 (22.4.2) (22.4.4) | (1) 構成及び厚さ: 【 ②図示による (A-) · 】 (2) 加齢アスファルト混合物等の種類: 【 ○密粒度アスファルト混合物(13) · 再粒度アスファルト混合物(13) 】 (3) シールコートの適用: 【 · 有り ○無し 】 |
| 左 | 2 せっこうボード その他ボード 下地 (15.2.5) | 材料 種類 厚さ | 9 建具用金物 (16.8.2) (16.8.3) (表16.8.1) | (1) 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | (19.6.2) 7 せっこうポード、その他ボード及び合板張り | (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。 (1) せっこうボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 | 事 5 | ・コンクリート舗装 (22.5.2) ・カラー舗装 (22.6.2) | - (1) 構成及び厚さ: 【 ・図示による(A-) ・ 】 (1) 構成及び厚さ: 【 ・図示による(A-) ・ 】 (2) 種類: 【 ・加熱系() ・常温系() 】 |
| ᄑ | ③モルタル塗り (15.3.2) (15.3.5) | (1) モルタル:○現場調合材料 ○既調合材料 (ボリマ-樹脂) (2) 既製自地材の適用及び形状: (3) 床の目地の設置及び工法: 図示 (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験: 【 ・実施する ・実施しない 】 | 10 鍵 (16.8.4) 11 自動ドア開閉装置 | (1) マスターキー: 【 ・製作する ・製作しない 】 (2) 関連工事がある場合は、受注者間で協議し1つの鍵箱にまとめて納品する。 (1) 戸の開閉方法: 【 ・引戸 ・開き戸 ・折戸 】 | (19. 7. 2) (19. 7. 3) (表19. 7. 5) | (2) 合板の種類 合板の名称 施工箇所 その他の仕様 ※ 合板の木材処理 (防虫・防蟻) については、木特配仕様書第12章第3項及び第4項を | | | (3) 添加する着色骨材又は自然石 [・図示による (A-) ・] (4) その他 [構成及び厚さ: [・図示による (A-) ・] |
| 事 | 4 セルフレベリング材 塗り (15.5.2) (表15.5.1) 5 仕上塗材仕上げ (15.6.2) (表15.6.1) | セルフレベリング材の種類: 【 ・せっこう系 ・セメント系 】 種類 | (16. 9. 3) (表16. 9. 4) 12 シャッター (16. 11. 2) (16. 12. 2) (16. 12. 4) | | 8 壁紙張り (19.8.2) 9 断熱及び防露 | 適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材: [] 品質及び防火性能: [] 断熱材の種類及び厚さ: [] | 7 | (22. 8. 1) | (1) ブロック系舗装の適用: 【 ・コンクリート平板舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・舗石舗装 】 (2) 種類及び寸法等: 【 ・図示による ・ 】 (3) ジオテキスタイルの適用及び品質: 【 】 |
| | 6 マスチック塗料塗り (表15.7.2) | 工程 種別 塗料その他 | | (5) スラットの形式: 【・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 】 (1) 耐風圧性能の区分: (2) 開閉機能: 【 ※パランス式 ・チェーン式 ・電動式 】 (3) 収納形式による区分: | (19.9.2) (19.9.3) | 施工箇所 寸法 高さ 耐震性能 所定荷重 帯電防止性能 漏えい抵抗 | 植 | (23. 1. 3) | (1) 植栽地の土壌試験: 【 】 |
| | 塗り | (1) 下塗り及び中塗りに用いるせっこうプラスター ・既調合プラスター (下塗り用) ・現場調合プラスター (下塗り用) ・しつくい塗り (2) 上塗り:・既調合プラスター (上塗り用) ・しつくい塗り (1) しっくい:・現場調合材料 ・既調合材料 | 14 ガラス (16, 14, 2) (16, 14, 4) (16, 14, 5) | (1) ガラスの種類及び厚さ等 ガラスの種類 厚さ等 備考 (2) ガラス留め材 建具の種類 材種 | 二 2 可動間仕切 二 (20.2.3) ツ 3 移動間仕切 及 (20.2.4) | 施工箇所 構造形式 構成基材 遮音性 表面仕上げ 建具寸法等 施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考 あと施工アンカーの使用: 【・有り ・無し 】 材質、寸法等は図示による。 | 及 び | · 植樹 (23.3.2) ~ (23.3.4) (23.3.6) | (1) 種類等 樹木の種類 樹高(m) 有効土層の厚さ(cm) 支柱の形 備考 (2) 新植樹木の枯補償の期間: 【 ※1年・()年】 (3) 移植樹木の枯損処理を行う期間: 【 ※1年・()年】 |
| | (15. 10. 2) 9 ロックウール吹付け (15. 12. 3) | | | (3) 熱線反射ガラスの映像調整: (4) ガラスブロックの材料及び工法 表面形状 呼び寸法 厚さ 壁用金属枠 補強材 色 金属製化粧カパー | び そ 4 トイレブース の (20.2.5) 他 5 階段滑り止め | 表面材の材質 脚部の形状及び寸法 ドアエッジの形状及び材質 材種 形状 寸法 備考 | 1 — 1 | | (1) 芝の種類: (2) 種子の種類及び量: (3) 地被類 |
| 建 | 1 防火戸等 (16.1.3) (16.1.6) 2 見本の製作等 (16.1.4) | (1) 防火戸の指定及び機構等は、図示による。 (2) 防犯建物部品の適用は、図示による。 (1) 建具見本の製作: 【 ・行う ・行わない 】 (2) 特殊な建具の仮組: 【 ・実施する ・実施しない 】 | 17 1 カーテンウォール | (5) ガラスブロック積みに用いる化粧目地モルタルの色: 【 】 】 (1) カーテンウォールの種類: 【 ・メタル ・PC 】 | 事 (20.2.6) 事 (7ラインド (20.2.12) | 形式 種類 スラットの材質 スラットの幅 施工箇所 | - | · 屋上緑化 (23.5.2) (23.5.3) (23.5.4) | 土壌層の厚さ 排水層の厚さ 樹木の樹種、寸法、数量 支柱の形式 かん水装置 ※見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等は、図示による。 |
| 具工 | 3 アルミニウム製建具 (16.2.2) (16.2.4) (16.2.5) | (1) 建具の性能等 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み寸法 施工箇所 | カ (17.2.2) (17.2.3) テ (17.2.6) ン (17.3.2) ウ (17.3.3) | (2) 性能 耐風圧性能 耐震性 水密性 気密性 耐火性 耐温度性 遮音性 断熱性 (3) 材料の種類 金属材料 シーリング材 耐火目地材 断熱材 構造ガスケット | 7 ロールスクリーン (20.2.13) 8 カーテン (20.2.14) | 接作方式 幅及び高さ 材種 品質等 施工箇所 形式 開閉操作 され地の種別等 施工箇所 備考 | | | ※樹木の固定方法については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。 |
| 事 | (表14.2.1) (表16.2.1) | (2) 特殊なドアセット等の適用及び等級 ドアセット等の種類 施工箇所 等級 備考 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット 等級 | オ (17.3.6) ル 工 事 | (4) 先付け材料: 【 ・建具枠 ・ゴンドラ用ガイドレール ・ 】 仕様等については、図示による。 (5) メタルカーテンウォール製品の見え掛り部分の仕上げ: (6) PCカーテンウォールの仕上げ: (7) 構造ガスケットを用いるガラスの取付け: | 9 間知石及びコンク リート間知ブロック 積み (20.4.2) (20.4.3) | (1) 間知石 材種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工館所 図示【A-】] (2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分 : 【 ・ 】] | | | |
| 備考 | | | ● 神服 | 沖縄県沖縄市胡屋5丁目24番6号 TEL沖縄県知事登録第132-746号 FAX一級建築士第195008号 渡慶岁 | 098-933-8956 工事名称 | 西表漁港製氷貯氷冷凍施設(R5繰) 図面 西表漁港製氷貯氷冷凍施設 新築工事 竹富町字西表2493番地 | 面名称 特 | ;記仕様書- | 縮尺 図面番号 - 3 A 1版: — A - 04 - A3版: — |







※設計GLは護岸と敷地境界縁石(街灯付近)を基準とする 図面の高低差と現況地盤を確認の上監理者協議を行い基準高さを決定する プラットホーム高低差は550~650となる様調整する

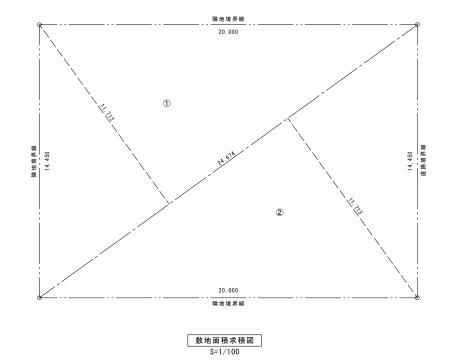
□ 外部仕上表

| U // III II - | L X |
|---------------|---|
| 部 位 | 仕 上 |
| 屋根 | 厚0.8 金属屋根(折板葺き)ガルバリウム鋼板ルーフデッキ張り ケラバ化粧カバー |
| 外 壁 | 厚0.5 ガルバリウム鋼板(角波)縦張り、山高25 基礎部:コンクリート打放補修 |
| 階段 | コンクリートはけ引き仕上 (水勾配付) 側面:コンクリート打放補修 |
| 樋 、 竪 樋 | ガルパリウム鋼板角型雨とい(屋根、庇) カラー樋、金物:亜鉛メッキ |
| 庇、軒裏 | ガルバリウム鋼板曲げ材 |
| 屋外機置き場 | 床:コンクリート金コテ(水勾配付) 壁:コンクリート補修の上EPG |
| 建物周囲 | 既設撤去の上アスファルト舗装 |
| 雨水排水 | 砂利敷 (浸透マス) |
| | |

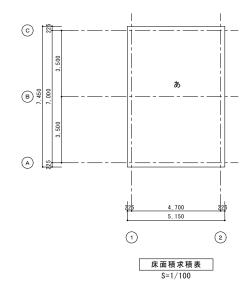
□ 内部仕上表

| 部 位 | 床 | | 壁 | | 天井 | - 備考 | | | | | |
|---------|-------------------------------|---|--------------------------------|---|--------------------------|------|--------------|--|--|--|--|
| 室名 | 仕上 下地 | | 仕上 - | | 仕上 下地 | | To the Pa | | | | |
| プラットホーム | コンクリート金コテ(水勾配付) 車止めゴムストッパ= | _ | ガルバリウム鋼板外装材表し 鉄骨表し(亜鉛メッキ仕上) | _ | 折板屋根材表し 鉄骨表し(亜鉛メッキ仕上) | _ | | | | | |
| 冷凍庫 | プレハブ冷蔵庫仕様による | _ | プレハブ冷蔵庫仕様による | _ | プレハブ冷蔵庫仕様による | _ | プレハブ冷蔵庫:片開き扉 | | | | |
| 製氷・貯氷庫 | プレハブ貯氷庫仕様による | _ | プレハブ貯氷庫仕様による | _ | プレハブ貯氷庫仕様による | _ | 架台共プレハブ貯氷庫 | | | | |

- 特記・火気使用無し。(法28条、法35条の2)
 - ・石綿等が添加された建築材料は使用しない(法28条の2)
 - ・給排水その他配管設備の設置及び構造は、施行令129条の2の4の規定に適合させる。
 - ・消防法17条に基づき必要な消防設位を設置する。
 - ・給水装置の構造及び材質は水道法施行令第6条のとおりとする。



| © | <u> </u> |
|--------------------------------|--------------------|
| 3, 500 | |
| (B) 7, 450 7, 000 7, 000 | A |
| 3, 500 | |
| | <u> </u> |
| | 225 4.700 225 |
| | 5, 150 |
| | 建築面積求積図 S=1/100 |



| | 敷地面積求積表 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|---|---------|---|----|---|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 符号 | 計算式 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 24.674 | × | 11. 713 | ÷ | 2 | = | 144. 503281 | | | | | |
| 2 | 24. 674 | × | 11. 713 | ÷ | 2 | = | 144. 503281 | | | | | |
| 수計 | | | | | | | 289.006562 | | | | | |
| Tare | | | | | :: | | 289.00 m ² | | | | | |

| 建築面積求積表 | | | | | | | | | |
|---------|-------|---|--------|--|----|-----------|----------------|--|--|
| 符号 | 計算式 | | | | | | | | |
| Α | 5.150 | × | 7. 450 | | = | 38. 36750 | 00 | | |
| 合計 | | | | | | 38. 36750 | 00 | | |
| DAI | | | | | ٠. | 38.36 | m ² | | |

| 床面積求積表 | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---|--------|----|----------|----------------|--|--|--|--|
| 符号 | 計算式 | | | | | | | | | |
| あ | 5. 150 | × | 7. 450 | = | 38. 3675 | 00 | | | | |
| 合計 | | | | | 38. 3675 | 00 | | | | |
| iii | | | | :. | 38.36 | m [‡] | | | | |

敷地面積 建ぺい率 13.27% 延べ床面積 38.36 容積率 13.27%

